

目 次

校歌・愛唱歌	1
I 学校概要	3
II 学校生活について	7
III 学習と成績評価について	9
IV 生徒指導関係	1 3
1 生徒心得	1 3
2 服装・頭髪等に係る規程	1 4
3 交通関係規程	1 7
4 アルバイト規程	2 3
V 進路指導について	2 4
VI 各学科の実習心得	2 7
VII 保健について	3 0

富岡実業高等学校校歌

鈴木 比呂志 作詞
江口 浩司 作曲



校 歌

鈴木 比呂志 作詞
江口 浩司 作曲

一、

さわやかな朝のひかりに
錦川さざなみうたう
若き理想に燃えながら
学ぶこの窓春秋を
ああ雲めぐる雲めぐる
富岡実業栄えの学び舎

二、

あたらしき
あたらしき風に向いて
若草の芽吹くいのちよ
磨くところとこの技術に
真理求めて学ぶとき
ああ風かおる風かおる
富岡実業栄えの学び舎

三、

やまなみは
やまなみはやさしなつかし
赤城嶺よ榛名・妙義よ
時代の観智日に進む
明日をめざして励むとき
ああ花ひらく花ひらく
富岡実業栄えの学び舎

校章の由来



高の字を3枚のカシの葉で囲んだ形である。カシは常緑樹で風格のある丈夫な木で気品と質実剛健を意味し、本校生徒もかくあるべしとの理想をあらわしている。カシは材質が強く鋸の柄に用いられている。葉の回りは6枚の鎌の刃を示し、ともに農業を象徴し、努力して耕やし、大きな収穫をあげる願いがこめられている。高の下の波形は、錦の清流をあらわし、3枚のカシの葉の間に上毛三山が頭を出している姿であるが、これは甘楽の甘の字を図案化したものである。昭和27年に制定。

なお、昭和61年4月、校名変更の際に、校旗、校歌制定委員会を組織し、検討した結果、学校所在地の環境、質実剛健、望ましい勤労意欲と産業活動等を現わし、新校名になってもその名にふさわしいと認められ、この校章を継続して使用し、従来の伝統を残すことに決定した。

群馬県立富岡実業高等学校愛唱歌

(1)

思いをこめて ぶり仰ぐ^{あお}
なつかしの山 稲舎^{いなふくみ}
われら この窓 この庭に^{にわ}
真理ひとすじ 学びつつ^{しんり}
ひとみ すすしく 明日を呼ぶ^{あす}
富岡実業 わが母校

(2)

こころやさしき 母に似て^{かぶら}
ささやき めぐる 鐺川^{かぶら}
われら この窓 この庭に
未来ゆめみて 励むとき^{はげ}
のぞみ つきせぬ 若き胸
富岡実業 わが母校

(3)

はてなく遠く 澄みわたり^す
みずいろ映える 星の空
われら この窓 この庭に
交わす ほほえみ なごやかに
こころ溶けあう 師よ友よ
富岡実業 わが母校

作詞・作曲者紹介

鈴木比呂志 氏

大正10年5月28日富岡市に生まれた。
昭和59年「源氏物語」を現代詩に再
表現する等

主な作詞

「交響曲ぐんま」「グリーン利根」
「あかぎ賛歌」「牧場のあのひと」「月
夜のシルエット」「帰り荷馬車」「そ
よ風の青春」「センチメンタル東京」
「大江戸まつり唄」「岐阜上石津町の
うた」など、現在まで作詞した校歌、
民謡等2,000曲を越えています。

江口 浩司 氏

昭和2年5月12日東京都神田鍛冶町
に生まれる。

武蔵野音楽大学作曲科卒業

昭和34年キングレコード専属

日本作曲家協会監事

主な作曲

「いのちの限り」「石狩悲歌」「下
町の太陽」「忘れな草をあなたに」等
「伊勢物語」をはじめ鈴木比呂志氏
とのコンビによる作品が多数ありま
す。

I 学校概要

1 校訓

「礼節 勤勉 友愛」

2 教育目標

一人一人の個性を伸ばし、科学的精神や創造力を養うとともに、専門教育を施し、産業人として必要な基本知識・基本技術と自主的・自律的な態度を養い、豊かな人間性と個の特性を活かして社会の発展に貢献できる人間を育成する。

3 目指す学校像

- (1) 生徒が意欲的に学び、様々な活動に挑戦し、互いを高め合う活力のある学校
- (2) 教職員が高い識見と専門性を発揮し、一丸となって教育目標を実現する学校
- (3) 産業の発展を担う人材を育成し、保護者や地域から信頼され愛される学校

4 学校運営方針

- (1) 農工併置の教育課程と地域の特性と結びついた魅力ある学校づくり
- (2) 基礎学力の向上と専門性を活かしたチャレンジ活動の推進
- (3) 安心・安全に学べる環境の確保、創造力に富む豊かな心の育成
- (4) キャリア教育の推進と個に応じた進路指導の展開
- (5) 教育活動の積極的発信と家庭及び地域社会との密接な連携
- (6) 教職員の協働（みんなで）による創意工夫に満ちた学校づくり

5 重点目標

- (1) 地域と連携し、社会の変化に対応した教育活動（農工普連携含）の推進
- (2) 専門分野及び諸活動における競技会やコンクールへの積極的参加
- (3) 基本的生活習慣の確立と良好な人間関係の構築
- (4) 体験活動とICT等を用いた探究活動を通して自己表現への目的意識の喚起
- (5) 家庭・地域と連携した教育力の向上と広報活動の活性化
- (6) 教職員の連携・協力による計画的・効果的な学校運営と業務内容の精選

6 教育指導の重点

(1) 特色ある学校づくり

① 目標

地域と連携し、社会の変化に対応した教育活動（農工普連携含）の推進

② 指導の重点

ア くくりからの選択のメリットである、幅広い教養と豊かな専門性の充実

イ 他地域からも志願されるような学校を目指すために、地域資源を活用し、広報活動を活性化する

ウ 部活動の活性化のために加入率向上と部活動方針を踏まえた質的充実（安全・安心）を図る

(2) 学習指導

① 目標

基礎学力の定着と向上と、社会に出るために必要な知識・技術の修得

② 指導の重点

- ア 授業改善を進め、主体的・対話的で深い学びを実践
- イ 課題研究等の深化を通して課題解決能力とプレゼン能力の育成
- ウ 授業力を向上させるとともに、家庭学習(30分以上)及び朝学習を徹底し基礎学力の向上を図る
- エ 資格取得を積極的に進め、合格者の級、合格率、合格者数の向上
- オ 各種競技会及びコンテスト等への積極的な参加

(3) 生徒指導

- ① 目標

基本的生活習慣の確立と社会の一員として必要な社会性（礼節・判断力）の育成
- ② 指導の重点
 - ア 生徒観察を徹底することで予防的指導と早期対応を図り、生徒の安全・安心を確保する
 - イ 生徒への諦めない継続指導を通して、基本的な生活習慣を確立する
 - ウ SNSに頼らない人間関係づくりを図る
 - エ 教育相談・特別支援教育に対して組織的に対応する
 - オ 儀式等では大きな声で校歌を斉唱し愛校心を育む

(4) 進路指導

- ① 目標

体験活動とICT等を用いた探求活動を通して自己実現への目的意識を喚起
- ② 指導の重点
 - ア 1学年から段階的に指導を行い、支援を充実させる
 - イ 生徒自身が目標を設定し、実現に向けた努力を重ね、進路を実現できるように、体験活動等を工夫し内容を充実させる

(5) 開かれた学校づくり

- ① 目標

家庭・地域と連携した教育力の向上と広報活動の活性化
- ② 指導の重点
 - ア 地域貢献活動・交流活動・出前授業等、生徒の成長と地域人材の育成に繋がるよう内容の点検と質の向上を目指す
 - イ 実施時期、実施内容を踏まえ、保護者、同窓生、中学校教員等の参加機会の工夫と充実を図る（PTA総会、学校説明会、中学校訪問等の工夫と改善）
 - ウ Webページの更新、学校案内、報道機関等への働きかけ等、教育活動の積極的発信を充実させる

7 学科の目標

(1) 生物生産科

農業生産の知識と技術を基礎から学ぶことによって、国際的な視野に立ち、食料自給、食の安全性、人と動植物との関わり合い等の諸課題に対応できる能力を養い、実学的な教育と積極的な体験型の学習活動を通して、自己の適性の発見を促し、国内外において地域のリーダーとして活躍できる意欲と能力をもった人材を育成する。

(2) 地域産業科

園芸植物の栽培と食品及びその加工や利用に関する知識・技術を身に付けた、園芸と食に関するスペシャリストの育成を目的とし、産業現場で活躍できる技術者の養成を目指す。そのために、生産から加工・販売までの6次産業化学習を通じて、品質と生産性の向上を図る能力を育成し、地域交流を通して、食と園芸で人と人との関係を豊かにし、郷土の発展や環境保全に関心と意欲をもって地域貢献できる人材を育成する。

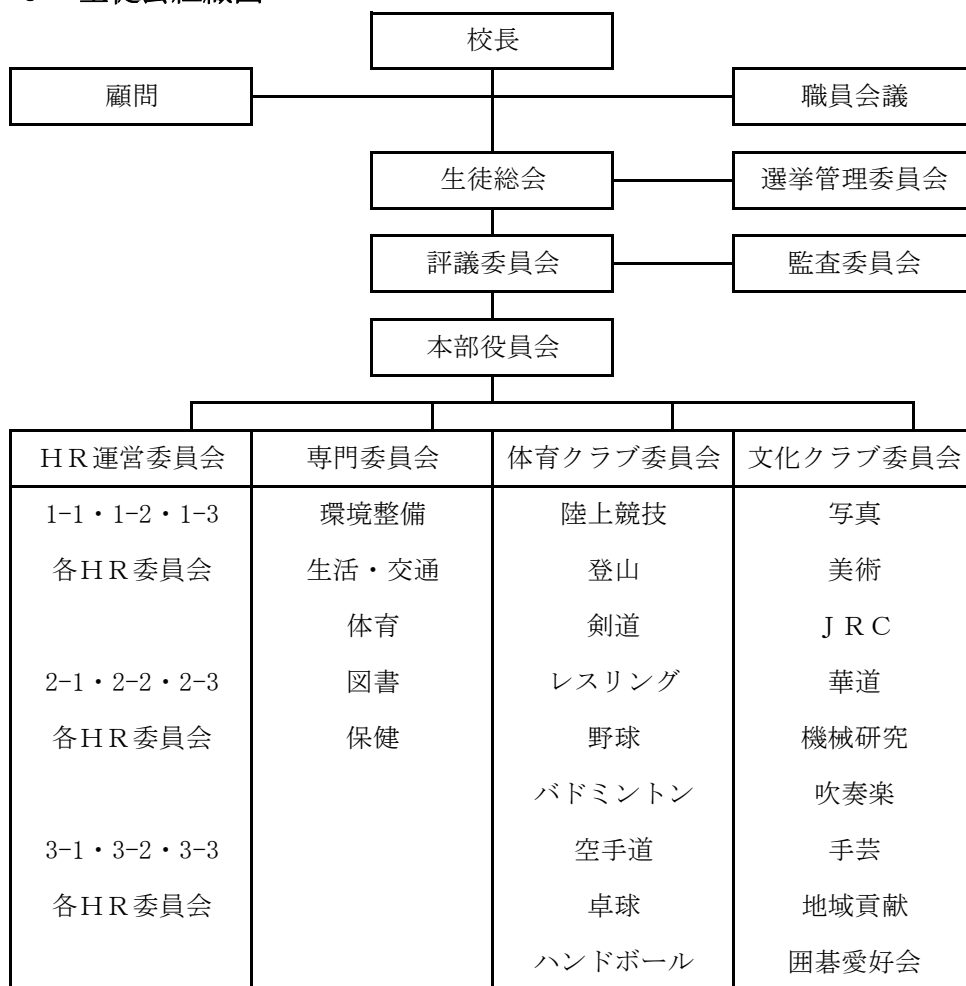
(3) 電子機械科

機械技術、電気・電子技術、情報技術等の基礎を身に付けた技能者の育成を目的として、機械、電気・電子、情報の各分野において、ものづくりができる人材の育成を目指す。また、自他の安全・環境の保全を常に意識し、自主・自律の精神、個性の伸長を図り、地域や産業界に貢献できる人材を育成する。

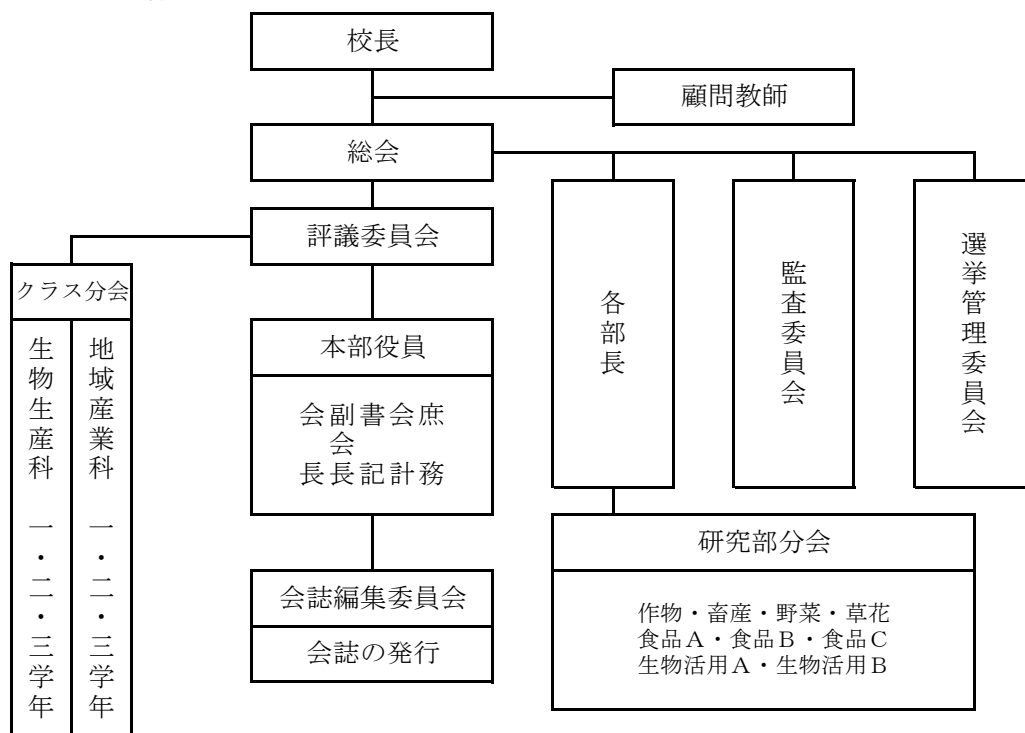
8 主な学校行事

4 月	1 学期始業式 入学式・対面式 新入生ガイダンス 開校記念日 健康診断・身体測定	7 月	インターンシップ(電子機械科 2 学年)	1 月	3 学期始業式
		8 月	オープンスクール		薬物乱用非行防止教室
		9 月	2 学期始業式 こころの教育 インターンシップ(生物生産科・地域産業科 2 学年)		課題研究発表会 スキー教室(1 学年) 学年末試験(3 学年)
5 月	グリーンフェスタ 生徒総会	10 月	2 学期中間試験 音楽教室・演劇教室 (3 年に一度)	2 月	学習成果発表会 予餞会
	農業クラブ総会 県高校総合体育大会 PTA 総会 1 学期中間試験 進路ガイダンス 意見発表会	11 月	オープンスクール 総合防災避難訓練 樫緑祭(隔年) グリーンフェスタ		3 年生と語る会(2 学年) 学年末試験(1,2 学年)
6 月	プロジェクト発表会 交通安全教室 保健講話	12 月	2 学期末試験 マラソン大会 生徒会役員選挙 農業クラブ役員選挙 修学旅行(2 学年) A E D講習会(1 学年)	3 月	卒業式 3 学期終業式
7 月	1 学期末試験 1 学期終業式		2 学期終業式		

9 生徒会組織図



10 農業クラブ組織図



Ⅱ 学校生活について

1 校時表

S H R	8 : 4 0 ~ 8 : 5 5
第 1 校時	9 : 0 0 ~ 9 : 5 0
第 2 校時	1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 5 0
第 3 校時	1 1 : 0 0 ~ 1 1 : 5 0
第 4 校時	1 2 : 0 0 ~ 1 2 : 5 0
昼休み	1 2 : 5 0 ~ 1 3 : 3 5
第 5 校時	1 3 : 3 5 ~ 1 4 : 2 5
第 6 校時	1 4 : 3 5 ~ 1 5 : 2 5
S H R	1 5 : 2 5 ~ 1 5 : 3 0
清掃	1 5 : 3 0 ~ 1 5 : 4 5

2 学校生活全般の心得

(1) 身だしなみを整えよう

(2) しっかりとあいさつをしよう

(3) 毎日の授業に真剣に取り組もう

①始業のチャイムが鳴る前に教科書・ノート等を揃えて自分の席に着く。

②授業はきちんとした身だしなみ（服装）で受ける。

③机の間隔は前後左右きちんと揃えておく。

④授業の開始・終了時には号令に合わせて起立し、「お願いします」「ありがとうございました」としっかりと声を出して挨拶する。

⑤出席確認で呼名されたらしっかりと返事をする。

⑥私語は慎み、居眠り・出歩き等は絶対にしない。

⑦真剣に授業に臨んで、きちんとノートをとりながら先生の説明をしっかりと聞く。

⑧ゲームをする、漫画を読む、ガムを噛む等の行動は絶対にしない。

(特に、ゲーム機、ガムは校内への持ち込み禁止)

⑨わからない事や疑問点は必ず先生に質問・確認する。

⑩発問されたらよく考えて積極的に答える。

⑪きちんとした言葉遣いを心掛ける。

⑫授業に必要なものは机の上から片付ける。

⑬提出物はきちんと仕上げて期限を守って必ず提出する。

⑭教室内の整理整頓を常に心掛ける。

(4) 信頼される行動をとろう

(5) 家庭学習をしよう

学力を向上させるため、家庭学習の習慣を身に付け、予習、復習をしっかりと行う。

(6) 進級・卒業しよう

高校では、規定の成績に達しない場合は、単位未修得となり、進級又は卒業ができなくなります。

3 欠席・遅刻・早退等

(1) 欠席・遅刻・連絡の連絡

生徒が欠席するときは、必ず保護者によるスマート連絡帳での欠席連絡、または電話での連絡を行うこと。

(2) 忌引

忌引をしようとする生徒は、忌引届を提出しなければならない。忌引日数は次のとおりとする。

一親等の直系尊属（父母）	7 日
二親等の直系尊属（祖父母）	3 日
二親等の傍系者（兄弟姉妹）	3 日
三親等の直系尊属（曾祖父母）	1 日
三親等の傍系尊属（伯叔父母）	1 日

(3) 遅刻

始業時刻に遅刻した生徒は、遅刻届を提出しなければならない。

(4) 早退

体調不良等で早退する生徒は、健康観察カードを家庭に持ち帰り、後日保護者の署名後、担任に提出すること。

(5) 連絡先

TEL 0274 (62) 0690 富岡実業高等学校

FAX 0274 (62) 3485

なお、17:30～8:00は留守番電話設定となります。

4 学級日直の仕事

- (1) 学 級 日 誌 各教科活動の内容、欠席等を記入、ホームルームでの伝達、注意事項、所感等を詳しく丁寧に記入して学級担任に提出する。
- (2) 黒 板 ふ き 各授業の後、必ず黒板をきれいに消し、黒板ふきをクリーナーにかけておく。
- (3) 貴 重 品 実習、体育等で教室を空ける時は、貴重品の管理を促し、心配な生徒には担任等に預けるよう伝える（担任と連絡を取る）。
- (4) 教室の施錠 実習、体育等で教室を空ける時は、教室を必ず施錠し、鍵の管理をする。
- (5) 時 間 割 翌日の時間割を進路指導室の横の変更黒板で確認し、クラスに伝達する。
- (6) 号 令 授業前後の号令をかける。
- (7) 清 掃 教室内のゴミを拾って常に教室内をきれいにしておく。
- (8) 連 絡 授業開始後10分を目安に先生が来ない場合には職員室に連絡する。

Ⅲ 学習と成績評価について

1 学習成績の評価

(1) 各教科・科目の成績（学期、学年）は、次の3観点における観点別の総括的達成状況の平均として評価する。

○知識・技能 ○思考・判断・表現 ○主体的に学習に取り組む態度

(2) 各観点別の総括的達成状況の評価については「A、B、C」の三段階で評価する。

観 点 別 評 価	A	B	C
総括的達成状況 (%)	100～80	79～45	44～0

A 十分満足できる B おおむね満足できる C 努力を要する

(3) 観点別の総括的達成状況は、各教科・科目によって設定された評価項目ごとの達成状況の総括とする。評価項目は、例えば定期試験、実技テスト、作品、ワークシート、レポート・提出物等となる。評価項目と各評価項目の比重は各教科・科目の特性に応じて各教科ごとに設定される。具体的な観点別の一般的な評価方法例を次に示す。

観点別の具体的な評価方法の例

知識・技能 (専門科：知識・技術)	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
・ 定期試験 ・ 実技テスト ・ 作品の制作（製作） ・ 小テスト ・ 観察・実験 ・ 学習カード	・ 定期試験 ・ 実技テスト ・ 小テスト ・ 作品の制作（製作）や表現 ・ レポートや論述の作成 ・ 発表 ・ グループでの話し合い	・ ノートやレポート等の記述 ・ ワークシートの記述 ・ 授業への取り組み ・ 自己評価や相互評価 ・ 学習の進め方を試行錯誤

(4) 学期・学年の成績における成績評価は、下の区分とする。

評 定	5	4	3	2	1
観 点 別 達 成 状 況 の 平 均	100～80	79～65	64～45	44～30	29～0

(5) 学年末の成績評価については、1・2・3学期の評価の平均とする。

(6) 授業の出席に関しては、当該授業時間の2/3以上を出席とし、2/3未満は欠席扱いとする。

2 定期試験

- (1) 定期試験は重要な評価項目の一つであり、原則として1・2学期は中間試験・期末試験、3学期は学年末試験を実施する。
- (2) 定期試験を受験しなかったときは、試験の点数を0点とする。
- (3) 定期試験を受験しなかった理由が、公欠・忌引・出席停止又は通院による欠席等のときは、追試験受験願の届出により追試験を受験することができる。その際、欠席理由を確認できる書類等を添えなければならない。但し、無断で欠席・遅刻・早退をしたときは追試験の受験ができない。
- (4) 追試験受験者が公欠・忌引・出席停止等のときは追試験の得点の100%、通院による病欠のときは追試験の得点の80%を認める。
- (5) 追試験の実施期間は、試験最終日を含め連続した3日間とし、第1校時から公欠扱いで実施する。但し、土日祝日、学校行事および学校の指定した休業日を除く。
- (6) 特別な理由により定期試験および追試験を受験できなかったときの対応
 - ① 定期試験・追試験未受験対応願の届出により、校長が判断する。
 - ② 中間試験又は期末試験のどちらか一方を受験できなかったとき、受験済み試験の得点と未受験の試験の平均点等を総合的に判断し点数をつけることができる。
 - ③ 学年末試験及び追試験が受験できず、課題も提出できない状況にある生徒については、1・2学期の成績等を総合的に考慮して点数をつけることができる。
- (7) 生徒指導上の特別指導期間が定期試験に及んだ場合は試験を受けさせる。
- (8) 定期試験期間中に不正行為をした場合、その試験の得点を0点とする。
- (9) 受験に関する規定
 - ① 遅刻は認めるが、試験時間の延長は認めない。
 - ② 途中退室後の再受験は認めない。(但し、保健室受験は除く)

3 単位修得の認定

単位数	1	2	3	4
年間指導時数	35	70	105	140
1/3 超過欠課数	12	24	36	47

- (1) 単位の認定は学年末とし、総授業時数の3分の2以上出席した生徒について行うものとする。但し、特別の理由により総授業時数の3分の2以上の出席に達しない生徒については、成績会議又は職員会議の審議を経て特別補習を行い、その時数を出席時数に加えることができる。なお、「特別の理由」については、当該教科担任を含む学年会議で検討した後、成績会議又は職員会議に提案する。
- (2) 学年において履修すべき単位は分割してその一部を認定することはできない。
- (3) 学年末において評定1の科目は単位修得を認めない。
- (4) 各教科科目及び特別活動（ホームルーム活動、生徒会活動・学校行事）ともに、総授業時数の3分の2以上出席しなければならない。

4 進級

- (1) 各学年所定の教科・科目の単位を全て修得し、かつ定められた特別活動を履修し、その成果を認められた生徒に対し進級を認定する。
- (2) 教科・科目における履修単位のうち8単位未満が未修得である生徒と、4科目未満の未修得科目を持つ生徒は、仮進級とすることができる。
- (3) 修得できない各教科・科目の単位が当該学年の履修単位のうち8単位以上となる生徒は、原級に留め置く。
- (4) 修得できない科目が当該学年の履修科目のうち4科目以上の生徒は、原級に留め置く。

5 単位の追認

- (1) 仮進級の生徒に対しては、個別指導と課題の提出および単位追認試験により、単位追認の機会を与える。
- (2) 仮進級した場合は、次年度の6月・9月・1月に実施する単位追認試験を受け、単位を修得するものとし、次年度内に修得しなければならない。ただし、正当な理由なく追認試験を受けなかった生徒は、当該科目の追認試験の受験資格を失うものとする。
- (3) 単位の追認定は、生徒の取り組み状況と課題および単位追認試験の結果等を教科内で審議し、職員会議を経て校長が決定する。
- (4) 単位が追認された科目の評定は、「2」とする。

6 卒業

- (1) 学年末の成績会議(卒業認定会議)において本校所定の全教科・科目の単位が認定され、かつ定められた特別活動を履修し、その成果を認められた生徒に対し、本校の全課程を修了したものとし、卒業を認定する。
- (2) 学年末の成績会議(卒業認定会議)において修得できない各教科・科目の単位が当該学年の履修単位のうち8単位以上となる生徒は、原級に留め置く。
- (3) 学年末の成績会議(卒業認定会議)において修得できない科目が当該学年の履修科目のうち4科目以上の生徒は、原級に留め置く。
- (4) 卒業認定会議(成績会議)において、未認定科目数が上記未満の場合には保護者面談の後、成績会議後に未認定科目で不十分となった評価項目についての補習や課題提出、追試験等を行い、基準を満たし合格した場合は単位を認定する。卒業式予行日前日までに卒業の可否を決定する。これに不合格の場合は、卒業延期とし、再度指導を行い、終業式の前日までに、合格した場合は単位を認定し卒業認定の可否を決定する。
- (5) 3年次において怪我、病気等の特別な理由により単位を修得できないときには、当該教科担任を含む学年会議で検討した後、成績会議又は職員会議に提案し審議する。その審議により認定されたとき、未認定単位数6単位を限度に卒業を認定することができる。

7 成績不振の指導

- (1) 1・2学期末成績不振の指導
1・2学期末の成績において、評定1の科目は、補習、課題、追試験等を実施し、学期ごとに不振科目の解消を図る。

(2) 平常の成績不振の指導

平常の成績不振者については、別に指導し、不振が改善されない場合は、保護者招致の上、通告と改善指導を行う。

8 学科選択について

科目「産業社会と人間」を4月から9月の期間、週6時間（3単位相当）実施し、クラス毎に学科の内容を体験的に学習する。体験授業はクラスを入れ替えながら1学期中に概ね3回ずつ実施し、三つの学科の体験が終わる度に学科選択の希望状況を調査する。自分自身の適性や進路希望を考えながら希望の調整を行い、7月の3回目調査を最終として学科を編成する。2年生に進級する際には、この学科編成を元にクラスを再編成する。なお、各学科の定員40名を超えた場合には、生徒の適性等を総合的に判断して調整する。

9 基礎学力の向上について

基礎学力は、高校3年間の学習を重ねる上でも、また、卒業後の進学先・就職先で自分の力を発揮していく上でも、なくてはならない大切なものである。特に、コミュニケーションの基本となる国語の力、計算力を含む数学の力、国際化社会の現代を生きる社会人として必要な英語の力は、働く現場や日常生活においても欠かせない。就職試験においても基礎学力を問う問題は数多く出されており、基礎学力は何よりも高校3年間の過ごし方で、土台となるものである。

本校では「生徒一人一人の個性に応じた指導を充実し、学習意欲を高め、学力向上を図っていく」を目標に、次のような指導を行う。

(1) 基礎学力テストの実施

国・数・英について実施し、学力・学習・生活習慣の定着度を確認する。

(2) 漢字検定や就職試験に向けた学習

- ① 1、2年は日本漢字能力検定を全員受験する。
- ② 3年は、就職試験に向けて一般常識問題に取り組む。

(3) 進学希望者を対象に補習授業の実施

小論文、数学、英語の補習授業を実施する。進学について、それぞれの目標に応じた指導を行う。

(4) 資格取得に向けた指導の充実

各専門科において、数々の資格取得に関して補習授業等を実施する。

(5) 家庭学習の増進に向けての指導

各科が課題を課し、学習習慣の定着と基礎学力の増進を図る。

IV 生徒指導関係

1 生徒心得

- (1) 身だしなみ規程
 - ① 服装は常に生徒としての品位を保ち、質素清潔を旨とする。
 - ② 男女とも制服は学校指定のものとする。
 - ③ 上履きは学校指定のものとする。
 - ④ 実習・体育の授業の服装・シューズについては、学校指定のものとする。
 - ⑤ 服装・頭髪等の詳細は「服装・頭髪に関する規程」ならびに「富実生身だしなみ基準」を参照する。
- (2) あいさつ
 - ① 学校内外を問わず、人と会ったときは進んで「あいさつ」する習慣を身に付ける。
- (3) 校内生活
 - ① 生徒は始業 10 分前までには、登校するように心がける。
 - ② 登校後、放課後まで許可なく校外に出ない。やむを得ない理由があるときは、HR 担任の了解を得て教頭の許可をもらう。
 - ③ 校内でのスマートフォン等の使用は原則禁止する。但し、理由があつてスマートフォン等を校内に持ち込む場合は「スマートフォン等持込届」を提出し、許可を得る。
 - ④ 授業に必要なものや高額な金銭は持ってこない。
 - ⑤ 窓ガラス・器物を破損した場合は、直ちに HR 担任に申し出る。
 - ⑥ 校舎・学校の用具類は許可を得て使用し、責任を持って返却する。
 - ⑦ 拾得物または紛失物は、速やかに届け出る。
 - ⑧ 集会を催したり、文書を発行したり掲示したりする場合は、許可を受ける。
 - ⑨ 部室は、始業前・放課後以外は利用しない。
 - ⑩ 校内美化に努める。
 - ⑪ 許可なく物品の売買やカンパ活動などをしてはならない。
 - ⑫ HR 役員・委員は責任をもって各自の責務を果たす。
- (4) 欠席・遅刻・早退
 - ① 遅刻したときは、職員室で遅刻届を提出したうえで授業実施教室へ行く。
 - ② 早退や欠課の場合は、HR 担任または他の先生の許可を得る。
 - ③ 欠席・遅刻・早退の場合は保護者から、ぐんまスクールネットメール連絡網あるいは電話連絡でその旨を伝える。
- (5) 通 学
 - ① 登校時間には余裕をもって、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう注意する。
 - ② 自転車・原動機付自転車の規則は別に定める。
 - ③ 下校時間 4 月～10 月 [18:30]、11 月～3 月 [18:00]（ただし、顧問の指導がある場合は例外）
 - ④ 部活動終了後 30 分以内に下校する。（ただし、顧問の指導がある場合は例外）
- (6) 校外生活
 - ① 22:00 以降から 4:00 の間の外出は、群馬県条例により補導の対象となるので、外出しない。
 - ② 喫煙・飲酒はしない。
 - ③ 風紀上好ましくない場所には出入りしない。
 - ④ 外泊は好ましくない。やむを得ず外泊する場合は、必ず保護者の許可を得る。
 - ⑤ 外出時は身分証明書を携行する。
 - ⑥ アルバイトを行う場合には、「アルバイト規程」を遵守する。
- (7) 試 験
 - ① 試験に必要なもの以外は全てまとめて教室の後ろへ置く。
 - ② 机の中には一切物を入れておかない。

- ③ 不正行為はしない。
- ④ 試験中はいかなる理由でも物の貸し借りをしない。
- ⑤ 試験一週間前および試験期間中は職員室・印刷室に許可なく立ち入らない。

2 服装・頭髪等に係る規程

(1) 学校に登校する場合および、校長が指示した行事・集会等に参加する場合には、本校指定の制服を着用し、以下の細則に従うものとする。

(2) I型制服

① 正装

ア 指定のワイシャツ、学生服、スラックスを着用する。

② 略装 (5～10月)

ア 指定のワイシャツを着用し、第二ボタン以降は留める。

イ ワイシャツの代わりに、指定の半袖シャツ、もしくは、指定のポロシャツを着用してもよい。

③ 正装・略装 共通項目

ア セーターおよびベストを着用する場合は、指定のものとする。

イ ズボンは腰骨から落ちないものとし、裾を踏まない長さとする。

ウ ベルトは黒色とし、制服に相応しいものとする。

エ 靴下は、白・黒・紺・灰色の無地で、制服に相応しいものとする。

(3) II型制服

① 正装

ア 指定のワイシャツ、リボン、ブレザー、スカートもしくはスラックスを着用する。尚、ワイシャツは第一ボタンまで留める。

② 略装 (5～10月)

ア 指定のワイシャツを着用し、第二ボタン以降は留める。

イ ワイシャツの代わりに、指定の半袖シャツ、もしくは、指定のポロシャツを着用してもよい。

③ 正装・略装 共通項目

ア セーターおよびベストを着用する場合は、指定のものとする。

イ スカートの丈は膝上（基本デザイン）とし、不正な加工やウエスト部分を折り曲げる等して、スカートの丈を短くすることは禁止する。

ウ 靴下は白・黒・紺・灰色の無地で、制服に相応しいものとする。（式典では学校指定のものとする）

(4) 服装に関するその他の規定

① 厳寒時の登下校には、オーバーコート類の防寒着を着用してもよい。但し、指定の上着を必ず着用し、色は華美でないもの（派手な色彩や柄物、アクセサリを付随するもの等）とする。パーカー類は防寒着とは認めない。

② スカートの下にジャージ等を着用することは認めない。

③ 履物は、黒・茶系色の革靴、または運動靴とする。

④ 特別な理由があつて制服を着用できない場合は「異装届」を提出し許可を得る。

⑤ 制服を再購入・修繕する場合は制服購入・修繕許可届を提出し許可を得る。

(5) 頭髪規定

① 頭髪は流行を追うことなく、学習するに相応しいものとする。

② 熱や薬品等によるパーマ・染色・脱色・特異な髪型等を禁止する。

③ 前髪は目に掛からないようにする。髪を束ねる場合は、黒・紺・茶の単色のゴムを使用する。

④ 横は耳に掛かることなく、襟足は学生服の襟に掛からない長さとする。

⑤ 頭髪に装飾品（エクステンションを含む）を付け加えることを禁止する。

⑥ 整髪料で固めない。

(6) 他に関する規定

① 化粧・マニキュア・アクセサリ類は禁止する。

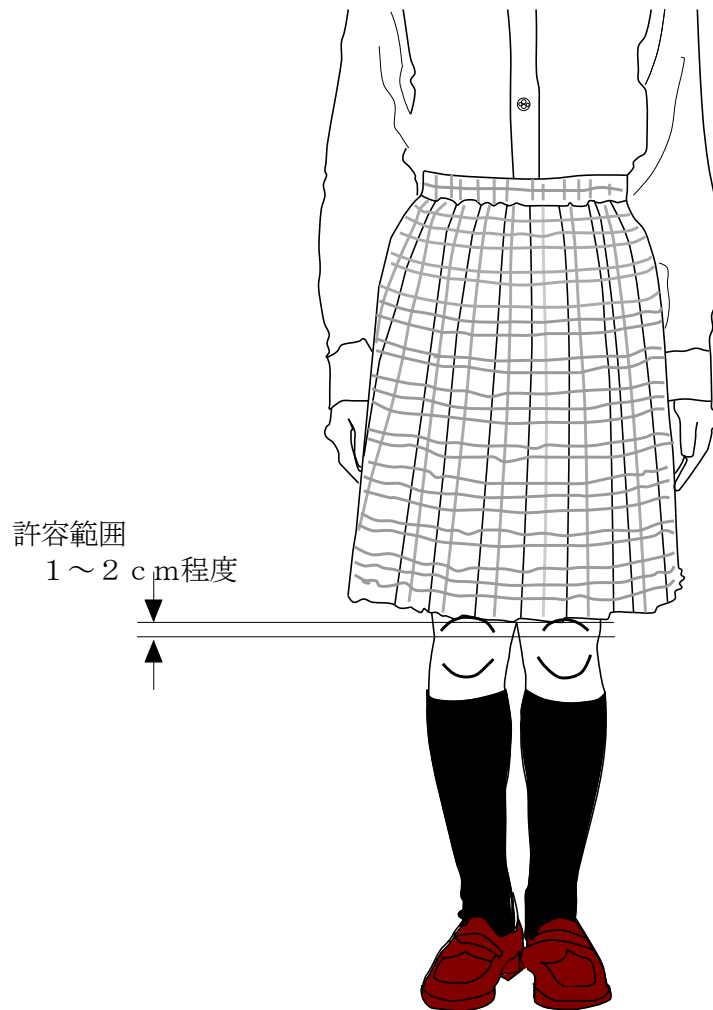
② 詳細は「富実生身だしなみ基準」を参照する。

富岡実業高等学校 生徒身だしなみ基準

① 基準表

項 目			仕 様	備 考
I 型	服 装	詰襟学生服	紺色	自分の体型に合った制服を着用する。 不正な改造は禁止する。
		スラックス	紺色	
		靴 下	白色・紺色・黒色・灰色の無地で踝(くるぶし)が隠れるもの	ワンポイントは可・ゴム部分のラインは可とする。
		ベ ル ト	黒色で学生服に相応しもの	フォーマルなベルトを使用する。
	頭髪		前髪は、目に掛からない長さとする。横は、耳に掛からない長さとする。 襟足は制服にかからない長さとする。 パーマ・着色・脱色などの加工、特異な髪型は禁止する。整髪料等で固めない。	
II 型	服 装	ブレザー	紺色	自分の体型に合った制服を着用する。 不正な改造は禁止する。 スカートは膝上部(お皿)に接する長さを基準とする。
		スカート	紺色にチェック柄	
		スラックス	紺色	年間をとおして着用可とする。
		リ ボ ン	紺色・ストライプ	着用する場合は、第1ボタンを留める。
		靴 下	白色・紺色・黒色・灰色の無地で踝(くるぶし)が隠れるもの	式典等は、学校指定(紺色ソックス)を着用する。 ワンポイントは可・ゴム部分のラインは可とする。
		ストッキング	肌色のみ可	靴下を着用する。
		タ イ ツ	黒色の無地のみ可	冬期の防寒用として着用を可とする。 ＊靴下は着用しなくてもよい。
	頭髪		前髪は、目に掛からないようにする。目にかかってしまう場合は、ヘアピン等で留める。 髪を束ねる場合は、黒・紺・茶の単色のゴムを使用する。 パーマ・着色・脱色などの加工、特異な髪型は禁止する。整髪料で固めない。 装飾品(エクステンションを含む)を禁止する。	
共 通	服 装	ワイシャツ	白色・衿はレギュラー型・左胸にマーク入り	＊学校指定のもののみ着用を可とする。
		ポロシャツ	白色・左胸にマーク入り※制服として着用可	
		セーター	紺色・左胸にマーク入り※制服として着用可	
		ベ ス ト	紺色・左胸にマーク入り※制服として着用可	
		コート類	学校指定はなし。但し、学生服・ブレザーの上に着用することを原則とし、華美な物（派手な色彩や柄物、アクセサリーを付随するもの等）やパーカー・トレーナー・ジャージ類は不可とする。 制服の上にウィンドブレーカー上下を着用することも可とする。	
そ の 他	化 粧 類 アクセサリー		全て禁止とする(アイプチ、アイテープなど含む)。 香水・オーデコロンは使わない。眉毛は剃ったり細くしたりしない。マニキュアなど装飾はしない。 指輪・カラーコンタクト・ピアス・ネックレス・ブレスレット・数珠・髪飾り等を着用しない。	
	通学用靴		黒色か茶色の革靴、または運動靴とする。	
	通学用鞆		華美な色・柄でなく、教科書等教材を毎日持ち帰りできる大きさとする。	

② スカート及び靴下の基準



ア スカート

- ・ 紺色にチェック柄
- ・ 丈は膝上の長さを基準とし、膝上部（お皿）に接する長さとする。

イ 靴下

- ・ 紺色のハイソックス（学校指定）
- ・ 白色・紺色・黒色・灰色の無地で踝（くるぶし）が隠れるもの
- ・ ワンポイント、ゴム部分のラインは可とする。

3 交通関係規程

交通関係規程総則

1 基本的な考え方

高校生として交通安全の重要性を自覚し、交通法規を遵守し、自他の生命を尊重する。特に、「交通法規」・「本校交通関係規程」を守り、交通事故を撲滅するとともに、健全で秩序ある学校生活を送る。

2 通学規程

生徒の通学方法は、「徒歩」・「電車」・「バス」・「自転車」・「原動機付自転車」とする。これらの通学方法は、下記の規程に従って校長に届け出を行い、承認又は許可を得なければならない。

(1) 徒歩通学規程

通学時には、交通事故に十分注意するとともに、他の交通機関等の妨げとならないようにすること。

(2) 電車・バス通学規程

乗車マナーを守ること。乗降場所から学校間の通学は徒歩通学規程による。

(3) 自転車通学

自転車通学は許可制とする。許可を受けない者の自転車通学を禁止する。詳細は別に定め「自転車通学規程」による。

(4) 原動機付自転車

特別に許可する。詳細は別に定める「二輪車利用規程」による。

(5) その他

特別な事情が発生し、上記届け出以外の通学手段を利用するときは、下記の事項を守ること。

① 自動車による送迎

特別な事情を有する場合、家族の運転する自動車に限って許可する。

② その他の通学手段

事前に届け出を行い、承認を得ること。

3 運転免許取得規程

(1) 原動機付自転車・自動二輪車運転免許

別に定める本校「二輪車利用規程」の「2 二輪車免許取得規程（原動機付自転車・自動二輪）」に従って、特別な事情があるときは免許取得を認める。

(2) 普通自動車運転免許

別に定める本校「普通自動車免許取得規程」に従って、免許取得の対象者で許可条件を満たす者及び特別な事情がある者について教習及び免許証の取得を許可する。

4 その他

(1) 原則として、家族以外が運転する自動車及び自動二輪車へ同乗することは認めない。

自転車通学規程

1 許可条件

自転車通学は許可制とする。許可を受ける者は、2項の「許可者の遵守事項」を守れる者。許可を受けない者の自転車通学を禁止する。

2 許可者の遵守事項

(1) 通学自転車について

- ① 許可ステッカー（鑑札）を自転車の見やすい場所に貼付する。
- ② 盗難防止のため、防犯登録を行い、カギを複数用意すること。
- ③ 夜間事故防止のため、前照灯と後部反射鏡を装備すること。
- ④ 事故防止のため、適正な位置にベルを装備し、ハンドルやブレーキレバー・サドルも適正な位置にすること。また、改造しないこと。
- ⑤ 余分な装飾・ステッカー貼付等を行わないこと。
- ⑥ 点検整備を定期的実施すること。
- ⑦ ミニサイクル・折りたたみ自転車等に類する自転車は禁止する。
- ⑧ 買い替えなどによる変更がある場合は、事前に申し出て、4項の(1)～(5)に従って新たに許可を受けること。
- ⑨ 自転車用ヘルメットを着用すること。

(2) 登下校時

- ① 他の交通の妨げとなる行為をしない。（右側通行・二人乗り・並列走行・傘さし運転・信号無視・一時停止無視・ながらスマホ等）
- ② 雨ガッパを携帯し、雨天時には必ず着用する。自転車に傘を備えることを禁止する。
- ③ 夜間は、必ず前照灯を点灯させる。
- ④ 交通法規を守り、常に事故防止・安全運転を心掛ける。

(3) 駐輪について

- ① 指定された自転車置き場に駐輪する。
- ② 駐輪の際は、必ず施錠する。
- ③ 登校後、下校するまで自転車を移動させない。

3 許可の取り消し

2項の「許可者の遵守事項」に違反した場合は、許可を取り消す。

4 新入生が許可を受けるための手順

- | | |
|--|----------|
| (1) 自転車通学許可願の配布 | 入学予定者説明会 |
| (2) 自転車通学許可願の提出（2項「許可者の遵守事項(1)」を満たしていること） | 入学式 |
| (3) 通学手段の届け出 | 4月 |
| (4) 通学許可願自転車の点検。氏名を明記した雨ガッパの確認。 | 4月 |
| (5) 点検合格者に許可ステッカー（鑑札）の交付（1枚150円） | 4月 |
| (6) 学年途中で自転車通学を希望する者は、随時、係に申し出て(1)～(5)の手順に従って許可を受けること。 | |

二輪車利用規程

1 目 的

「高等学校生徒の二輪車利用規制に関する指導基準」に従い、二輪車利用を規制することにより、本校生徒の二輪車による交通事故防止を図ることを目的とする。

2 二輪車免許取得規程（原動機付自転車・自動二輪）

- (1) 原則として免許取得を希望する当該学期までの成績で不振科目を3科目以上有していない者。
- (2) 免許取得に関しては、取得の意義や有用性、遵守事項の厳守など、学校と十分協議・確約した上で、保護者責任のもと取得する。
- (3) 免許の取得にあたっては、必ず学校に届け出をすること。
- (4) 免許取得に際して、学校を欠席することは認めない。原則として、夏季休業中、冬季休業中、学年末学年始め休業中に免許を取得すること。
- (5) 免許を取得した者でも、二輪車通学許可にならない者は、「二輪車の運転」及び「二輪車の購入」は認めない。

3 二輪車通学許可規程

※通学に使用できるのは第1種原動機付自転車（50CC以下）のみとする。

(1) 対象者は、下記のいずれかに該当する者

① 部活動加入者、生活・行動面、通学距離の三条件を全て満たす者

○部活動加入者、生活・行動面、通学距離の三条件を全て満たす者

☆部活動加入者

部活動により、通学時間の節約が必要と認められた者

☆生活・行動面

基本的な生活習慣が身についており、社会規則、校内規則を遵守している者

☆通学距離

本校より約8km以遠、かつ上信電鉄の最寄り駅より約5km以遠の在住者

○通学困難な地区の在住者で、生活・行動面の条件を満たす者

☆通学困難な地区

下仁田町（青倉の七久保・平原地区、西野牧の黒川・滑岩地区、南野牧）

南 牧 村（六車、砥沢、奥の萱、大倉）

甘 楽 町（秋畑地区） 等

☆生活・行動面

基本的な生活習慣が身についており、社会規則、校内規則を遵守している者

(2) 二輪車通学許可の申請

申請は、クラス担任、部活動の顧問及び保護者と十分相談した上で、クラス担任を通じて行う。

申請の手順は、以下の通りとする。

① クラス担任と顧問に十分相談の上、申請書を受理する。

② 二輪車通学許可申請書の提出手順

保護者(または生徒) → クラス担任 → 交通指導係

4 二輪車通学許可の停止・取り消し

通学許可以降、許可時の条件を満足していないと認められた場合、取り消しを行う。取り消しを受けた者は速やかに、運転許可証及び貼付ステッカーを学校に提出すること。また「通学許可者の遵守事項」に違反した場合や特別指導を受けた者は通学許可を一定期間停止する。

5 通学許可者の遵守事項

- (1) 通学目的のみに利用すること。
- (2) 許可された通学区間のみに利用すること。
- (3) 交通法規を守り、安全運転をすること。
- (4) 二輪車の貸借をしないこと。
- (5) 自賠責保険に加入すること。
- (6) 二輪車を十分に整備すること。
- (7) 二輪車を改造しないこと。
- (8) 二輪車、ヘルメットとも余分な装飾を行わないこと。
- (9) 雨ガッパを常に準備しておくこと。
- (10) 群馬県教育委員会等主催の安全運転実技講習会に出席すること。

6 通学許可の手順

- (1) 二輪車通学許可の申請
 - ・ 1 学期： 7 月 3 1 日までに満 1 6 歳になる者
 - ・ 2 学期： 1 2 月 3 1 日までに満 1 6 歳になる者
 - ・ 3 学期： 4 月 1 日までに満 1 6 歳になる者
- (2) 交通指導係による調査
- (3) 生徒指導部での審議（担任含む）
- (4) 職員会議で審議、決定
- (5) 免許取得許可証の発行
- (6) 原付試験受験
 - ・ 夏季休業中、冬季休業中、学年末学年始め休業中に免許を取得すること。
- (7) 職員会議で報告
- (8) 運転許可会への出席（保護者同伴）
 - ① 利用二輪車確認
 - ② ステッカーを二輪車後部貼付
 - ③ 校章ステッカーをヘルメットに貼付
 - ④ 転許可証の発行

普通自動車免許取得規程

1 免許取得の対象者

3年生で、原則として、進路が内定または合格し、申請条件と申請時期を満たした者

2 申請条件と申請時期

[申請条件]

1 進路が内定または合格していること。

2 1学期の評定と2学期の評定で、不振科目を3科目以上有しないこと（過年度も含む）。

3 2月の家庭学習以降は不振科目を有しないこと。

[申請時期]

9月（進路内定後）～2月

3 申請と免許取得の手続き

（1）申請の手続き

- ① 教習説明会出席 …………… 免許取得までの手順を説明
- ② 普通自動車免許取得申請書の配布 …………… 申請条件を満たす者
- ③ 普通自動車免許取得申請書の提出 …………… 教習開始予定日の2週間前
- ④ 職員による審査 …………… 申請条件の確認
- ⑤ 許可証発行

（2）免許取得の手続き

- ① 入 所 許可日以降とする。許可証に入所確認印を受け交通指導係に提出する。
- ② 教 習 授業日は、放課後（清掃終了後）とする。
- ③ 卒業検定 教習所（授業日は不可）
- ④ 免許試験 運転免許試験場（授業日は不可。ただし、家庭学習日は除く。）

4 許可者の遵守事項

（1）学校生活

- ① 学業を最優先させる。
- ② 学習に専念し、許可日以降の定期試験で3科目以上の不振科目を出さない。
- ③ 生活態度をきちんとし、生徒指導上の特別指導を受けない。

（2）その他

- ① 定期試験の1週間前から試験終了時まで教習を停止する。
- ② 病気・怪我等が理由で学校を欠席・早退した日（放課後を含む）の教習は禁止する。
- ③ 送迎については、保護者、本人、教習所の三者で十分相談して、トラブル、事故等の無いようにすること。

5 免許取得後の遵守事項

（1）免許を取得したら、速やかに学校に報告すること。

（2）学校への利用はいかなる場合も認めない。

（3）在学中に特別な理由があつて普通自動車を運転する場合には、必ず保護者が監督し、同乗できる場合のみ認める。（この場合の特別な理由とは、卒業後の必要性により、運転の練習をすることである。ただし、仮免許での練習は認めない。）

（4）運転中に事故や違反があつた場合には、速やかに学校に報告すること。

6 教習の停止・許可の取り消し

- (1) 許可者の遵守事項を守れない者は、教習を停止する場合がある。
- (2) 申請しないで教習所に入所した場合や免許を取得した場合は特別指導の対象とする。また、免許取得後の遵守事項に違反した場合にも、特別指導の対象とする。

交通事故・違反

交通事故（加害、被害、自損）に遭った場合は、速やかに担任を通じて交通事故報告書を交通指導係に提出すること。また、交通違反についても交通指導係に報告すること。

4 アルバイト規程

(1) アルバイトの意義

高校生におけるアルバイト、働くことの尊さや社会人としてのマナーを学び、お金の大切さを知るなどのメリットがある。しかし、その反面、学業に支障が出たり、生活態度が乱れるなどのデメリットがある。高校生の本分は勉強することであり、卒業後の進路実現に向け充実した学校生活を送ることが重要である。

(2) アルバイトについて ※通年で実施するアルバイト（長期休業中も含む）

① アルバイトの実施

定められた条件をすべて満たし、証明書を発行された者は、アルバイトを実施することができる。ただし、授業日のアルバイトは、実施できない。

長期休業中においては、平日の実施も可能であるが、学校での諸活動の妨げにならないよう、計画的に実施する。

無断でのアルバイトは、認めない。

② アルバイトの実施条件

ア 成績不振科目「評定1」がないこと。（※「評定1」が付いた時点でアルバイトは認めない）

・成績不振科目が改善されて「評定1」がなくなった時点で許可となる。（例：1学期末の成績会議において、成績不振科目（評定1）が1つでもあったなら不許可となり、2学期末の成績会議でそれが改善されるまでは、学業優先のため許可しない。）

イ 特別指導中ではないこと。（※特別指導に該当した時点でアルバイトは認めない）

・過去に特別指導を受けた生徒については、別途審議の対象とする。

ウ 学校生活全般において、問題となる言動等がなく出席も良好であること。

エ 申請書提出までに、担任と保護者の間で連絡が取れている。

オ 長期休業中も含め、通年で計画的に実施する。

カ 1年生においては、夏季休業からとする。

③ アルバイトの遵守事項

ア 学校生活を最優先とし、生活の乱れに繋がるようなアルバイトはしない。

イ 平日（授業日）のアルバイトは許可しない。

ウ 担任と相談後、申請書に必要事項を記入し、担任に提出する。（その後証明書発行）

エ 自宅より通勤できないものや宿泊を伴うものは禁止とする。

オ 県外で行うものは禁止とする。

カ 酒類を主として提供する飲食店や娯楽施設、風俗営業に該当する店舗は禁止する。

キ 定期試験一週間前および定期試験期間中（最終日まで）はアルバイト停止期間とする。

ク 就業時間は、20:00 までとする。（21:00 までには帰宅する。）

ケ 年度末に必ず報告書を提出する。

(3) アルバイト規程の違反について

アルバイト規程の違反が発覚した場合、事実確認後、生活指導係で特別指導を含めた指導を審議する。

(4) その他

① アルバイトに関する他の案件については、生活指導係で随時審議していく。

② アルバイト実施中の責任はすべてを保護者が持つものとする。

V 進路指導について

本校における進路指導は、3ヵ年の計画に基づき、『進路ワークブック』を参考資料として、1年次より学年を追って行っている。

1 各学年における進路指導目標

(1) 1年次における指導目標

挨拶の励行や基本的生活習慣を確立し、将来の目標を設定するために職業について知り、自己の理解に努める。

① 『進路ワークブック』の私の履歴書が埋まるような充実した高校生活を迎える。

ア 自己理解

自分自身の興味・適正・能力・性格・体力等を確認し、長所・短所を認識する。

イ 職業適性の発見

性格検査や職業レディネステストを通して自己理解を深めるなかで、自分がどういう職業に向いているか考える。

② 情報収集・基礎学力養成

1年次より進学説明会、進学模擬試験に自主的に参加し、進学情報の収集や基礎学力の養成に努める。

(2) 2年次における指導目標

元気に充実した高校生活を送るなかで、課外活動や資格の取得と進路情報の収集を行い、インターンシップや体験的学習・ボランティア活動を通して職業観を養い、将来の目標を具体的にしよう努力する。

① 工場実習、インターンシップなどを通して、全員が職業について考える。

② 進学希望者は、上級学校の学部・学科などを研究し、その入試科目や推薦基準を知り、具体的な傾向と対策を考える。

(3) 3年次における指導目標

自己理解の上に立ち、具体的な進路を確認し、志望実現に向けて努力する。

① 就職希望者

自己の適性にあった職種・企業を選択する。選考試験の内容と対策を考え、合格に向けて基礎学力の向上や面接試験に向けて努力する。

② 進学希望者

志望大学・短大等の入試科目の確認と推薦基準の確認をする。進学補講や模擬試験等を受験して、実力養成に努める。

③ 内定後の学校生活の送り方

健康で就職・進学できるようにしっかり準備し、学校生活及び自宅学習生活を充実させる。

2 進路指導全般及び就職指導

進路指導に関する行事等は次のように実施している。

(1) 職業レディネステスト・進路適性検査

職業レディネステストは1年次に実施し、自己の特徴を把握することと、興味傾向を知る参考としている。進路適性検査は2年次に実施し、職業適性を把握するための参考としている。

(2) 進路希望調査

各学年の終りに全校調査を行う。また、必要に応じて随時実施もしている。調査結果は、進路指導部と担任による指導資料として活用している。

(3) 事業所見学

3年次に、就職希望者に対して管内の企業見学と、希望する事業所の見学を実施している。

(4) インターンシップ（就業体験学習）

全学科2年次において、望ましい勤労観・職業観の育成と社会人としてのマナーや挨拶、専門技術知識の習得及び実際の労働や企業の仕組みを体験するため、インターンシップを実施している。インターンシップを通して、コミュニケーション能力を高めることも大切です。

(5) 社会人講師の活用

実社会で活躍している人を講師として迎え、専門分野の話を通じて、職業観の育成と興味・関心を引き出すための指導をしている。

(6) 進路講演（職業講話・職業ガイダンス・進路HR）

外部講師及び進路指導部による進学・就職についての講演・説明会を行い、進路決定に向けての方向付けを行っている。また、職業ガイダンスにおいては、職種の説明などを行っている。

(7) 進学説明会

1学期に全学年の進学希望者を対象に、校内進学説明会を実施している。大学・短大・専門学校から直接話を聞くことで校種や課程選択の参考とすることができる。

(8) 3年生と語る会

『3年生と語る会』は、2年次の3学期に、進路が決定した3年生をホームルームに招き、体験談を聞くことにより進路研究に役立てている。

(9) 主な就職先

株式会社 I H I / 東京カリン株式会社 / 株式会社原田 / 株式会社湯浅製作所 / セコム上信越株式会社 前橋統轄支社 / 有限会社ハラダパーツ / 一般財団法人・甘楽町都市農村交流協会 / 株式会社湯浅製作所 / ロイヤルデリカ株式会社 / 株式会社 Ifh / 株式会社 ツルヤ / 株式会社 ミツバ
株式会社 カインズ / 株式会社 ヨコオ / 株式会社ヨコオプレジジョン / 大同特殊鋼株式会社 / 信越化学工業株式会社 / 株式会社稲葉製作所 / 株式会社 堀越製作所 / 吉田運輸倉庫株式会社 / 加賀マイクロソリューション株式会社 山形事業所 / 新富士化成薬株式会社 / 株式会社 若草印刷 / 西毛建設 株式会社 / 株式会社 SUBARU 群馬製作所 / 群馬トヨペット 株式会社 / 株式会社 武蔵製菓 吉井工場 / 日野リトラックス株式会社 本社・群馬事業所 / O K I 富岡マニュファクチャリング株式会社 / 大塚製薬株式会社 / 自衛隊 / 自営 他

3 進学指導

(1) はじめに

専門知識や資格を得るために進学を選ぶ人もいます。医療系などは人気が高く、倍率も高い傾向にあります。目的意識を持って、早いうちから英検、漢検などの資格試験などにも取り組み、学習や部活動も含めた『高校生活を充実したものにする』ことが大切です。

(2) 進学の状況について

主な進学先

- ① 大学 国土舘大学／大阪体育大学／東京福祉大学／流通経済大学／
共愛学園前橋国際大学／埼玉工業大学／ 他
- ② 短大 新島学園短期大学／育英短期大学／高崎商科大学短期大学部 他
- ③ 大学校 農林大学校
- ④ 専門学校 医療系／栄養系／調理系／理美容系／保育福祉系／動物系／情報処理系／
自動車整備系／ビジネス系／農業園芸系／工業系／語学系／ 他

(3) 進学に向けての注意事項

進学希望者が注意すべきことを列記します。よく読んで参考にしてください。

① 授業を大切にすること

基礎学力を付けることが不可欠です。そのためには、まず授業に全力投球しましょう。予習・復習を必ず行い、一日の学習内容を確実に吸収し、力を付けることが肝心です。日頃の授業の進度についていけずに上級学校への進学は考えるべき事柄です。

② 『将来何がやりたいか』、『何に向いているのか』を高校生活のなかで見極める

興味・関心は最も大きな要素です。進学してから将来の目標を見つけるのではなく、将来の目標を達成するために進学をするように考えましょう。よく、自分自身を見つめてください。

③ 与えられるのではなく、自分から積極的に情報を集めよう

進学は受け身ではできません。自分から進路指導の先生に何うなり、進路相談会に出向いたり、インターネットで調べたりして情報を収集することを心がけてください。

④ 保護者と経済面の話をしよう

進学は将来への先行投資です。必然的にお金がかかります。学校や学科によって若干差はあるが、大学、短大、専門学校ともに学費は年間で最低100万円はかかります。これに教科書・教材費、生活費が加わると、軽く倍の金額がかかります。合格すると指定された期日以内に入学金・諸経費等の納入となるので、事前の準備が必要です。保護者が自分にそれだけの投資をしてくれるかどうか、よく話し合うことも大切です。奨学生・特待生制度も充実してきているので調べましょう。

⑤ 自慢できる高校生活を送る努力をしよう

本校生の進学は、総合型選抜（旧AO入試）・学校推薦型選抜入試（推薦入試）が大半を占めています。学習成績だけでなく、出席状況・資格取得や課外活動（部活動など授業以外の活動）などのすべてが評価されます。部活動を3年間継続させ、生徒会・農業クラブ活動などにも積極的に参加し、充実した高校生活を送る努力をしてください。挨拶などのコミュニケーション能力、実績を堂々と発表できるプレゼンテーション能力などを高めることも大切です。

VI 各学科の実習心得

1 生物生産科の実習心得

- (1) 生命体を維持するのに欠くことのできない食料の生産や加工、生活環境の保全に果たす農業の役割、動植物の育成管理実習や加工実習を通して真剣に学習すること。
- (2) 動物や植物は、常に成長しているのでその維持管理には責任をもって積極的にあたること。
- (3) 実習では、機械器具や家畜を扱うので担当職員の指示をよく守り、実習服を着用し、事故のないよう十分注意すること。
- (4) 実習では、農場生産物を外部に販売する場合（販売実習）があるので、服装、言葉遣い、交通事故等に十分注意すること。
- (5) 実習手帳、実習ノートは、実験や実習の基本になるので先生の説明、実習内容、観察内容、反省等をその都度記入し提出すること。また提出できるよう整理して学習を深めること。
- (6) 実習服の着用は定められた更衣室で行い、更衣室の整理整頓に努めること。
- (7) 実習には、次のような項目及び内容があり、それぞれに熱意をもって取り組むこと。
 - ① 「農業と環境」実習
授業時間割の中に週6時間あり、圃場を各自分担して種まきから収穫まで一貫して実習し、栽培の方法、栽培の記録、収穫調査などを学習する。
 - ② 総合実習
授業時間割の中に各農場の部門に分かれた実習がある。
 - ③ 実習の成績
生物生産科においては、実習は農業学習の基本となるものなので、熱意をもって取り組み、特別の理由がない限り必ず出席して実習にあたること。

2 地域産業科の実習の心得

- (1) 食品製造（加工食品の製造および貯蔵）は食料の第二次生産といわれるものなので、これらの実験・実習にあたっては、筋道を立てて、積極的かつ真剣な態度で学習に取り組むこと。
- (2) 食品原料、製造中のもの、加工食品は変敗しやすいので、実験・実習室の清掃浄化とともに、身体や服装を清潔にし、努めて衛生的態度でのぞむこと。
- (3) 実験・実習では、機械・器具・電気・ガス・水道・熱蒸気・薬品（場合によっては有害ガス発生）等を使用するので、担当職員の指示をよく守り、規定の服装を着用し、事故のないよう十分に注意するとともに、使用前後の点検・整理・整頓を守ること。
- (4) 実験・実習により発生した廃棄物は、所定の場所に定められた方法で処理すること。
- (5) 実験・実習後のレポートは、学習のまとめとなり大切なので、先生の指示、実習内容、観察事項、反省等をよく記入し必ず提出すること。
- (6) 実習衣の着用は、定められた準備室で行い、準備室は整理・整頓に努めること。
- (7) 実験・実習として次の①～③が挙げられるので、それぞれ熱意をもって取り組むこと。
 - ① 「農業と環境」実習
圃場を各自分担して、種まきから収穫、加工、販売まで一貫して学習するとともに、栽培の方法、栽培の記録、収穫調査、加工記録、食味試験などの実習を行う。
 - ② 総合実習
食品製造・食品化学・食品と微生物・生物活用の各専門部門に分かれて実験・実習する。
 - ③ 実習の成績
地域産業科においては、実習は生産実習の基本となるものなので、規定の服装を着用し、熱意をもって取り組み、特別の理由がない限り必ず出席して実習にあたること。

3 電子機械科の実習心得

- (1) 多様化する社会に出て、その時々新しい変化に対応できる能力を養うため、工業技術基礎、実習に真剣に取り組み、基礎的な能力をしっかりと身に付ける。
- (2) 実習室には、様々な機械・器具等があるので、諸注意を良く聞き、ていねいに取り扱う。問題が発生した場合は、直ちに連絡し指示を受ける。
- (3) 機械・器具等を使用する場合は、必ず許可を受ける。
- (4) 工業技術基礎、実習、課題研究において、必要以外の機械・器具の電源や照明・冷房・暖房等は切り、省エネルギーに協力する。
- (5) 工業技術基礎、実習、課題研究の際には、筆記用具・ノート・メモ帳・関数電卓・教科書・手引書等を必ず携行する。
- (6) 工業技術基礎、実習、課題研究の際には、必ず実習服・作業帽を着用する。着替えは定められた部屋(通常は教室)で行い、身だしなみを整える。実習服は週末毎に持ち帰り、洗濯して常に清潔なものを着用する。
- (7) 実習室に入室する際は、定められた安全靴等で入る。
- (8) 工業技術基礎、実習では、学習のまとめとして報告書を提出する。説明を良く聞き、学習内容を把握し、目的・方法・結果・考察等をわかりやすくまとめる。報告書の提出期限は、工業技術基礎、実習終了後一週間以内である。特別な場合はその都度指示をする。
- (9) 工業技術基礎、実習、製図では、次の内容で実施されるので、意欲的に取り組む。
 - ① 工業技術基礎に関する実習 (ロボット、P C、測定、溶接、電気工事等)
 - ② 汎用工作機械に関する実習 (旋盤、フライス盤、ボール盤)
 - ③ 溶接実習 (被覆アーク溶接、半自動溶接など)
 - ④ N C 工作機械に関する実習 (C N C、マシニング)
 - ⑤ コンピュータに関する実習 (Word、Excel、PowerPoint、3 D-C A D)
 - ⑥ 制御に関する実習 (シーケンス制御など)
 - ⑦ 電気・電子に関する実習 (テスター組立、電気工事)
 - ⑧ 3 D-C A D と 3 D-プリンターに関する実習 (SOLIDWORKS 等)
- (10) 工業技術基礎、実習の評価
工業技術基礎、実習においては、取り組む姿勢・意欲、作品等の仕上がり具合、報告書の内容、振り返りシート、チェックシート、自己評価シート等から 3 観点について、観点別に評価を行う。特に学習のまとめである報告書については、指定された期限内に必ず提出する。

VII 保健について

1 保健室の利用のしかた

- (1) 学校における救急処置は、医療機関に行くまでの、あるいは行く必要のない傷病に対するものであり医師の診断を妨げるような処置や投薬は、原則として行わない。
- (2) 体調不良等の場合、休み時間においては担任（副担任）、授業中においては教科担任に状況を申し出て許可をとってから保健室に行く。緊急時はこの限りではない。
- (3) 授業中の場合は、クラスの保健委員が介護しながら保健室に連れて行く。
- (4) 手当を受けた後授業へ戻る時は、「健康観察連絡カード」を発行するので、その用紙を持って授業の先生に報告する。
- (5) 保健室で手当を受け、休養しても体調が回復しない場合は早退を許可する。必要時は「健康観察連絡カード」を持って担任に状況を連絡し、確認印をもらい、下校する。体調が回復し次に登校するときに、家庭からの連絡用紙を担任に提出するとともに保健室に報告すること。
- (6) 健康相談等で利用する場合は、昼休みや放課後にする。
- (7) 着替え、私物を置く、飲食（特別に事情のある場合は除く）等での保健室利用は禁止する。
- (8) 養護教諭不在時は、職員室の養護教諭の机上に救急箱があるので、担任又は保健係の先生に申し出て利用する。

担任印	授業担当者印	養護教諭印

健康観察連絡カード

群馬県立富岡実業高等学校

担任・授業担当者へ

令和 年 月 日 () 時 分 生徒名 年 組

本日、下記のような訴えがあり、保健室にて観察いたしましたが、その結果次のような処置をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

★ 本人の訴え

かぜ症状、頭痛、腹痛、気持ち悪い、脳貧血、気分不快、けが

その他 ()

★ 観察の結果 体温 度 ()

★ 処 置

- 1 授業を受けさせながら様子をみてください。
- 2 体調の回復が見込めないので、早退させた方がよいと思います。
- 3 体育は見学させてください。
- 4 保健室で 時 分 ～ 時 分まで休養させました。
- 5 その他 ()

★ 家庭への連絡

保護者様

担任氏名

印

本日、生徒より上記のような訴えがありましたが、授業を続けることは、無理だと思われるので早退させます。ついては、下記連絡事項をご記入のうえ、担任まで提出してください。担任不在のときは、保健室へ提出してください。

★ 学校への連絡

学級担任様

- 1 月 日 時 分ごろ帰宅いたしました。
- 2 医師 (病院) の診察を受けました。病名 ()
- 3 その他、子供のようすは次のとおりです。

()

令和 年 月 日

保護者氏名

印

2 学校で予防すべき感染症

◎ 学校において、特に予防すべき感染症の種類で、学校保健安全法施行規則第18条に規定されています。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア及び重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。）
第二種	新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱及び結核
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

上記の疾病で欠席する場合は、学校保健安全法第19条により「出席停止」（欠席扱いにはならない）になりますので、診断を受けたらすぐに学校に連絡してください。

尚、上記の感染症が治癒し、登校するときは、必ず主治医による「治癒証明書」が必要ですので、担任に提出をお願いします。

※ 「治癒証明書」は学校に用意してありますので、取りに来ていただくか、または、本校のホームページよりダウンロードしてご利用ください。

これらの方法がとれない場合は、FAX 送信するか、郵送いたします。

※ 出席停止期間とその基準

感染症にかかった者については、次ページに主な病名と基準を記載していますので参考にしてください。

ただし症状により、学校医、主治医がその感染症の予防上支障がないと認めたときは、この限りではありません。

令和 年 月 日
群馬県立富岡実業高等学校

保護者 様

登校の時期についてのお願い

年 組 さんは、学校保健安全法施行規則第18条の「学校で予防すべき感染症」の第2種、または第3種の()と診断されましたので、出席停止となりました。出席停止期間の基準は下記のとおりですので、登校する時は必ず担当医師の証明をいただいて持参させてください。

記

第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日、かつ、症状は軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

注)群馬県は、第3種その他の感染症(感染性胃腸炎・マイコプラズマ肺炎・溶連菌感染症など)は出席停止感染症に指定していません。

----- き り と り -----

治 癒 証 明 書

群馬県立富岡実業高等学校長 様

年 組

上記の生徒は____月____日より()により出席停止となっていました。感染のおそれなくなったので、____月____日より登校しても差し支えないと思われます。

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印

3 災害共済給付

独立行政法人日本スポーツ振興センターは「スポーツの振興と児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与すること」とされています。

日本スポーツ振興センターと学校設置者との契約に基づいて、学校管理下（登・下校時を含む）でおこった生徒の負傷、疾病、傷害、死亡という災害に対して、センターより医療費、傷害見舞金、死亡見舞金が支給される制度です。ただし、故意によるものや、他の機関から給付されるもの、交通事故等の場合は、適用となりません。災害共済給付についてのご質問等あれば、担任又は保健室までお問合せください。

（１）年間掛金額 1902 円に対する給付額

- ① 医療費 5000 円以上の災害について 4/10（10 分の 4）の給付
- ② 死亡見舞金・・・ 3000 万円～1500 万円
- ③ 傷害見舞金・・・ 1 級 4000 万円～1 4 級 88 万円

（２）支給を受けるための手続き

- ① 災害報告書・・・・・・・・ けがをした本人が書く
- ② 医療等の状況など・・・ 医療機関で書いてもらう
- ③ 口座振替申込書・・・・・・ 保健室へ提出する

上記の書類を添えて、日本スポーツ振興センター給付金支払請求を行います。

これらの必要書類は保健室にありますので、学校管理下で起きた災害であることを担任に申し出てください。

（３）給付金の受領について

日本スポーツ振興センター本部で書類審査後、支給額が決定されます。給付には書類提出後 3～5 ヶ月かかります。給付金は諸経費引き落としの口座または、希望する振込口座へ振込させていただきます。

4 健康生活について

（１）むし歯治療について

毎年行う健康診断の結果、歯肉炎や歯石沈着などむし歯以外の口腔疾患を含めて受診・治療を必要とする生徒が全校の約 30%に見られます。受診治療が必要な生徒は多くありませんが、受診率は毎年 3 割程度と決して高くありません。残りの生徒はむし歯や歯周疾患を放置している状態です。

むし歯は胃腸病や風邪などと違って、治療をうけない限り絶対に治りません。治らないのみならず、どんどん進行するばかりです。むし歯を放置すると、むし歯が原因となって、毒素が血液に入り込んで全身に広がって、リウマチ性疾患や心臓病、腎臓病などの原因にもなります。

また、肉体面で悪影響を及ぼすばかりでなく、勉強や物ごとに集中できないなど精神が不安定に陥ったりします。

歯の治療は歯が痛くなりだしてからでは遅いのです。早期に治療をうければ痛みもなく、治療日数は少なく経済的にも安くすみます。

もちろん全身への悪影響も及ばずにすみます。

＊「治療の勧め」をうけましたら、早期に治療をうけるようご協力をお願いします。

(2) 食生活について

以前に行った健康調査の結果、全校生徒のうち時々めまいがする生徒が3割、時々立ちくらみがする生徒が7割いました。最近では女子生徒ばかりでなく男子生徒にも貧血の生徒が出現しています。

毎年、2年生女子を対象に貧血検査を実施しています。貧血検査の結果、貧血傾向にある生徒には「治療の勧め」を配付し、指導しています。貧血は自覚症状がなく、放置しがちですが、早期に治療を受けてください。

- 朝食を食べて登校すること。(夜型生活から朝型へ改善)
- 昼食に弁当を持参すること。
- 規則正しい食生活の習慣を身につけること。とくに家族と一緒に食事をする習慣を確立すること。
- 間食(清涼飲料水、菓子類の糖分摂取をひかえる)や偏食(野菜、魚、牛乳など有益なものをきらい生徒が多い)をできるだけなくすこと。

(3) 下着着用と健康について

下着を着用しないために起こったと思われる病気が増えています。特に女子は、年間を通じて風邪をひいたり、腹痛、生理痛を訴える生徒が増えています。下着をきちんと身に付けさせるようご指導をお願いします。

(4) 視力について

裸眼・矯正視力0.7未満の生徒が20%程度います。視力低下者には、専門医の受診を指導しています。また、眼鏡必要者及び不適切な眼鏡を使用している生徒についても指導を行っています。不適切な眼鏡やコンタクトレンズを使用していると、ますます視力低下が進みます。眼鏡必要者は専門医で処方を受けさせてから適切な眼鏡を使用させてください。

(5) タバコと健康について

未成年者の喫煙は法律で禁止されているばかりでなく、喫煙開始年齢が早ければ早いほど体への影響は大きく、心臓病やがんに一層なりやすくなります。

＊喫煙は絶対にしないようご指導ください。

(6) 健康生活について

高校生として、自己の健康状態を把握し、自主的に健康管理ができるよう、ご家庭でのご指導・助言をお願いします。

また、休み中は家庭内の手伝いを積極的にさせ、運動不足解消の一助にしてください。